

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属名:都市整備局

[illegible]

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	非強公	債権名	住宅使用料
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	----	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ・(エ＋オ)	ウ ^㉑	エ ^㉑	オ ^㉑	カ ^㉑ ＝エ ^㉑ ＋オ ^㉑	キ ^㉑ ＝エ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ク ^㉑ ＝カ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ケ ^㉑ ＝ウ ^㉑ ・ (エ ^㉑ ＋オ ^㉑)	キ ^㉑ ＝(エ＋エ ^㉑) ÷(ウ＋ウ ^㉑)	ク ^㉑ ＝(カ＋カ ^㉑) ÷(ア＋ウ ^㉑)	ケ ^㉑ ＝ケ ^㉑ ＋ケ ^㉒
A	令2 実績	438,823	126	438,697	142,328	19,952	162,406	32.4%	37.0%	276,417	37,291,777	37,180,973	0	37,180,973	99.7%	99.7%	110,804	98.9%	99.0%	387,221
B	令3 実績	387,221	▲ 1,055	388,276	108,033	17,375	124,353	27.8%	32.1%	262,868	36,970,042	36,860,163	0	36,860,163	99.7%	99.7%	109,879	99.0%	99.0%	372,747
C	令4 修正目標	372,747	0	372,747	103,623	43,600	147,223	27.8%	39.5%	225,524	36,799,969	36,652,769	0	36,652,769	99.6%	99.6%	147,200	98.9%	99.0%	372,724
D	令4 実績	372,747	500	372,247	104,949	26,316	131,765	28.2%	35.3%	240,982	36,828,574	36,700,834	0	36,700,834	99.7%	99.7%	127,740	98.9%	99.0%	368,722
E	令5 当初目標	372,724	0	372,724	103,617	40,937	144,554	27.8%	38.8%	228,170	36,799,969	36,656,449	0	36,656,449	99.6%	99.6%	143,520	98.9%	99.0%	371,690
F	令5 修正目標	368,722	1	368,721	102,504	38,000	140,505	27.8%	38.1%	228,217	37,094,444	36,957,195	0	36,957,195	99.6%	99.6%	137,249	98.9%	99.0%	365,466
G	令6 当初目標	365,466	0	365,466	101,600	38,000	139,600	27.8%	38.2%	225,868	37,094,444	36,957,195	0	36,957,195	99.6%	99.6%	137,249	98.9%	99.0%	363,115

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

回収債権										整理債権								合計	
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮				
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分向け 又は 財産調査中 又は 行方不明等所在 など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中の もの	【強制公】 差押手続中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割納付中であ り、 現在の分割納 付額で、10年以 内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割納付中だが 、 現在の分割納 付額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待った (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割納付を行った が、 分割納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在に 確定だが、 停止の判断に 至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行ってい るもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を 行っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの			
	※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)																		
	過年度 未収債権 の件数		5,017	38	15		120		766		5,956	8	406	61	328	349		1,152	7,108
	過年度 未収金 残高			177,532	894	519		3,965		23,794		206,704	224	12,078	2,748	7,120	12,106		34,276
現年度 未収債権 の件数	88	2,888	16	257		417		2		3,668		7			2		9	3,677	
現年度 未収金 残高	3,576	98,781	526	10,266		14,278		70		127,497		181			62		243	127,740	

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。) ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯										令和4年度 決算見込に おける 債務者数		3,330 人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)		10,785	令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令4実績)のケ ^㉑		368,720
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------	--	------------	-----------------------------------	--	--------	--	--	---------

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。 ・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したもののについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。
取組実績	・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。(令和4年度3月末時点委託案件回収額:12,040千円) ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和4年度3月末時点債権差押申立件数:22件 取立件数:22件) ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促を実施してきた。 ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(10件:1,830,028円)	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したもののについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。(令和4年度3月末時点即決和解申出件数:82件) ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。 ・口座振替・代理納付実施率の向上のための取り組みを行ってきた。
課題	・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。	・高率で推移している収納率の維持・向上を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。 ・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組みが必要。
改善策	・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。	・滞納期間3ヵ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による督促や保証人に対して滞納者に対する納付説得依頼の文書発送を引き続き実施、また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・和解申出者に対し和解期日まで毎月の収納状況を管理、滞納額を増加させないように電話および文書による督促を継続して行う。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 ・時効の近い債権について、徴収・調査を継続か整理すべきかの精査を行い、徴収困難な債権はいたずらに時効を更新することなく、債権を整理する。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を行いつつ、支払いが困難なものに対しては区役所等の福祉窓口への案内、各種制度紹介などを交えながらきめ細い対応を行い、保証人に対しては滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したもののについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位	2	位																			
② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較	<table><tr><td></td><td>大阪市 (上記1Bキ)</td><td>政令指定都市 平均</td></tr><tr><td>過年度徴収率</td><td>27.8%</td><td>19.9%</td></tr></table>		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均	過年度徴収率	27.8%	19.9%	<table><tr><td></td><td>大阪市 (上記1Bキ')</td><td>政令指定都市 平均</td></tr><tr><td>現年度徴収率</td><td>99.7%</td><td>99.2%</td></tr></table>		大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均	現年度徴収率	99.7%	99.2%	<table><tr><td></td><td>大阪市 (上記1Bキ'')</td><td>政令指定都市 平均</td></tr><tr><td>合計(過年度＋現年度)徴収率</td><td>99.0%</td><td>94.3%</td></tr></table>		大阪市 (上記1Bキ'')	政令指定都市 平均	合計(過年度＋現年度)徴収率	99.0%	94.3%
	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均																			
過年度徴収率	27.8%	19.9%																			
	大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均																			
現年度徴収率	99.7%	99.2%																			
	大阪市 (上記1Bキ'')	政令指定都市 平均																			
合計(過年度＋現年度)徴収率	99.0%	94.3%																			
※ ①、②を記載できない場合は、その理由																					

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	私債権	債権名	不正入居等損害金(管理担当)
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	----------------

1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ(エ＋オ)	ウ ^㉑	エ ^㉑	オ ^㉑	カ ^㉑ ＝エ ^㉑ ＋オ ^㉑	キ ^㉑ ＝エ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ク ^㉑ ＝カ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ケ ^㉑ ＝ウ ^㉑ － (エ ^㉑ ＋オ ^㉑)	キ ^㉑ ＝(エ＋エ ^㉑) ÷(ウ＋ウ ^㉑)	ク ^㉑ ＝(カ＋カ ^㉑) ÷(ア＋ウ ^㉑)	ケ ^㉑ ＝ケ＋ケ ^㉑
A	令2 実績	1,095,822	2,047	1,093,775	23,988	109,908	135,943	2.2%	12.4%	959,879	43,878	9,408	0	9,408	21.4%	21.4%	34,470	2.9%	12.8%	994,349
B	令3 実績	994,349	1,004	993,345	24,856	32,433	58,293	2.5%	5.9%	936,056	46,974	5,233	155	5,388	11.1%	11.5%	41,586	2.9%	6.1%	977,642
C	令4 修正目標	977,642	0	977,642	14,664	30,000	44,664	1.5%	4.6%	932,978	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.1%	974,719
D	令4 実績	977,642	3,336	974,306	21,174	28,315	52,825	2.2%	5.4%	924,817	37,206	6,129	0	6,129	16.5%	16.5%	31,077	2.7%	5.8%	955,894
E	令5 当初目標	974,719	0	974,719	14,621	30,000	44,621	1.5%	4.6%	930,098	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.1%	971,839
F	令5 修正目標	955,894	0	955,894	14,338	30,000	44,338	1.5%	4.6%	911,556	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.2%	953,297
G	令6 当初目標	953,297	0	953,297	14,299	30,000	44,299	1.5%	4.6%	908,998	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.2%	950,739

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類		回収債権									整理債権									合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
		滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝上記2のD (※3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)		
過年度	未収債権の件数		5,937	115	60		85		1,233		7,430	14	827	61	71	2,114		8,052	11,139	18,569
	未収金残高		334,187	3,296	11,926		4,076		56,971		410,456	731	40,397	4,086	3,760	95,359		370,028	514,361	924,817
現年度	未収債権の件数	143	389	11	72		3		8		626		7	4					11	637
	未収金残高	5,838	18,018	400	5,719		111		203		30,289		517	271					788	31,077

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬→⑭又は⑮→⑯

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数
1,936
人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)
19,206
令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝上記2のD(令4実績)のケ^㉑
955,894

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。 ・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。
取組実績	・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。(令和4年度3月末時点委託案件回収額:19,457千円) ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和4年度3月末時点債権差押申立件数:26件 取立件数:25件) ・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(28件:18,679,599円) ・相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(6件:234,712円)	・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施してきた。(令和4年度3月末時点即決和解申出件数:82件) ・住宅明渡の判決確定者に対し単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する取り組みを行ってきた。 ・強制執行について、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。
課題	・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。	・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、住宅の明渡しがなされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。
改善策	・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問などを実施し、早期の自主退去を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	・損害金は発生すると解消が極めて困難な債権であるため、損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・また、損害金の発生抑制には滞納早期の段階での対応が有効であることから、住宅使用料の滞納により明渡請求を行った対象者(毎月)のうち滞納の解消がないものについて、請求の翌月である損害金発生月に訪問員(会計年度任用職員)による個別訪問指導を行う。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

9 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	2.5%	4.6%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	11.1%	50.8%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	2.9%	19.7%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	私債権	債権名	市営住宅附帯駐車場納付金
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ ^㉑	エ ^㉑	オ ^㉑	カ ^㉑ ＝エ ^㉑ ＋オ ^㉑	キ ^㉑ ＝エ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ク ^㉑ ＝カ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ケ ^㉑ ＝ウ ^㉑ － (エ ^㉑ ＋オ ^㉑)	キ ^㉑ ＝(エ＋エ ^㉑) ÷(ウ＋ウ ^㉑)	ク ^㉑ ＝(カ＋カ ^㉑) ÷(ア＋ウ ^㉑)	ケ ^㉑ ＝ケ＋ケ ^㉑
A 令2 実績	333	1	332	38	0	39	11.4%	11.7%	294	0	0	0	0	－	－	0	11.4%	11.7%	294
B 令3 実績	294	0	294	20	54	74	6.8%	25.2%	220	0	0	0	0	－	－	0	6.8%	25.2%	220
C 令4 修正目標	220	0	220	12	0	12	5.5%	5.5%	208	0	0	0	0	－	－	0	5.5%	5.5%	208
D 令4 実績	220	0	220	0	0	0	0.0%	0.0%	220	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	220
E 令5 当初目標	208	0	208	12	0	12	5.8%	5.8%	196	0	0	0	0	－	－	0	5.8%	5.8%	196
F 令5 修正目標	220	0	220	12	0	12	5.5%	5.5%	208	0	0	0	0	－	－	0	5.5%	5.5%	208
G 令6 当初目標	208	0	208	12	0	12	5.8%	5.8%	196	0	0	0	0	－	－	0	5.8%	5.8%	196

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

回収債権										整理債権							合計				
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	残高の合計 ＝上記2のD (※3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色い塗りつぶ して提出)				
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等で所在 など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中の もの	【強制公】 差押手続中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 割誓約により、 分割納付中であ り、 現在の分割納付 額で、10年以 内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 割誓約により、 分割納付中だ が、 現在の分割納付 額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待った ため、納付を猶予 (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 割誓約を行った が、 分割納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に 至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を 行っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの					
	過年度	未収債権 の件数									0					3			17	20	
		未収金 残高									0							36		184	220
	現年度	未収債権 の件数									0									0	0
	未収金 残高									0								0	0		

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それ以外の相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権：④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権：⑩又は⑪又は⑫→⑬又は⑭又は⑮又は⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	11 人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	20
		令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令4実績)のケ	220

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	- 本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 - 一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組む。 - 所在不明者については定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 - 破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	—
取組実績	- 本市からの督促で支払いがない者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。 - 一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組みを進めてきた。 - 所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。	—
課題	所在不明となっている者への督促が困難となっている。	—
改善策	- 所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 - 他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	—

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	- 本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 - 所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 - 破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	—

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ヶ々)	004	債権区分	非強公	債権名	市営住宅附帯駐車場使用料
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「一」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ [＊]	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ [＊]	エ [＊]	オ [＊]	カ [＊] ＝エ [＊] ＋オ [＊]	キ [＊] ＝エ [＊] ÷ウ [＊]	ク [＊] ＝カ [＊] ÷ウ [＊]	ケ [＊] ＝ウ [＊] － (エ [＊] ＋オ [＊])	キ [＊] ＝(エ＋エ [＊]) ÷(ウ＋ウ [＊])	ク [＊] ＝(カ＋カ [＊]) ÷(ア＋ウ [＊])	ケ [＊] ＝ケ＋ケ [＊]
A	令2 実績	11,171	▲ 51	11,222	6,331	329	6,609	56.4%	59.2%	4,562	2,402,709	2,398,859	0	2,398,859	99.8%	99.8%	3,850	99.6%	99.7%	8,412
B	令3 実績	8,412	▲ 38	8,450	4,291	616	4,869	50.8%	57.9%	3,543	2,354,413	2,349,496	0	2,349,496	99.8%	99.8%	4,917	99.6%	99.6%	8,460
C	令4 修正目標	8,460	0	8,460	3,637	299	3,936	43.0%	46.5%	4,524	2,311,501	2,304,566	0	2,304,566	99.7%	99.7%	6,935	99.5%	99.5%	11,459
D	令4 実績	8,460	▲ 18	8,478	4,481	475	4,938	52.9%	58.4%	3,522	2,298,369	2,292,435	0	2,292,435	99.7%	99.7%	5,934	99.6%	99.6%	9,456
E	令5 当初目標	11,459	0	11,459	4,927	298	5,225	43.0%	45.6%	6,234	2,311,501	2,304,566	0	2,304,566	99.7%	99.7%	6,935	99.4%	99.4%	13,169
F	令5 修正目標	9,456	0	9,456	4,350	331	4,681	46.0%	49.5%	4,775	2,312,899	2,305,960	0	2,305,960	99.7%	99.7%	6,939	99.5%	99.5%	11,714
G	令6 当初目標	11,714	0	11,714	5,388	325	5,713	46.0%	48.8%	6,001	2,312,899	2,305,960	0	2,305,960	99.7%	99.7%	6,939	99.4%	99.4%	12,940

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

[illegible]

※未収債権の件数及び債務者数並びに④に分類の考え方

①未収債権の件数は、原則、測定を定めて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付金債権の場合、1人の債務者につき1年間12件の債権が発生していることとなる。）

②1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。③の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、③の表は、相続された債務額が最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※未収債権の進捗状況 … ①→②→③→ 回収債権：④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧／ 整理債権：⑩又は⑪又は⑫⑬⑭⑮又は⑯⑰⑱

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)
＝ 上記2のD(令4実績)のケ”

人

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き収納率の向上を図る。 ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施。また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引続き、口座振替実施率の向上を目指す。
取組実績	・退去滞納者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。(令和4年度3月末時点委託案件回収額:83千円) ・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置に向けた手続きを進めてきた。 ・破産で免責を受けたものに対する債権債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(1件:97,800千円)	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取組みを実施してきた。(令和4年度3月末時点即決和解申出件数:8件) ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。 ・口座振替実施率の向上のための取組みを行ってきた。
課題	・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。	・高率で推移している収納率の維持・向上を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。 ・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組が必要。
改善策	・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。	・滞納期間3ヵ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による督促を引き続き実施、また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・和解申出者に対し和解期日まで毎月の収納状況を管理、滞納額を増加させないよう電話および文書による督促を継続して行う。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・解約滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、収納率の向上を図る。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取組みを実施する。 ・時効の近い債権について、徴収・調査を継続か整理すべきかの精査を行い、徴収困難な債権はいたずらに時効を更新することなく、債権を整理する。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施。また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引続き、口座振替実施率の向上を目指す。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	005	債権区分	私債権	債権名	市営住宅附帯駐車場損害金
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ ^㉓ ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク ^㉓ ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ ^㉓ ＝ケ＋ケ'
A 令2 実績	12,739	106	12,633	220	0	326	1.7%	2.6%	12,413	1,298	455	0	455	35.1%	35.1%	843	4.8%	5.6%	13,256
B 令3 実績	13,256	14	13,242	345	320	679	2.6%	5.1%	12,577	1,244	136	0	136	10.9%	10.9%	1,108	3.3%	5.6%	13,685
C 令4 修正目標	13,685	0	13,685	205	0	205	1.5%	1.5%	13,480	2,717	437	0	437	16.1%	16.1%	2,280	3.9%	3.9%	15,760
D 令4 実績	13,685	73	13,612	608	53	734	4.5%	5.4%	12,951	1,492	172	0	172	11.5%	11.5%	1,320	5.2%	6.0%	14,271
E 令5 当初目標	15,760	0	15,760	236	0	236	1.5%	1.5%	15,524	2,717	437	0	437	16.1%	16.1%	2,280	3.6%	3.6%	17,804
F 令5 修正目標	14,271	0	14,271	214	0	214	1.5%	1.5%	14,057	2,708	436	0	436	16.1%	16.1%	2,272	3.8%	3.8%	16,329
G 令6 当初目標	16,329	0	16,329	245	0	245	1.5%	1.5%	16,084	2,708	436	0	436	16.1%	16.1%	2,272	3.6%	3.6%	18,356

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類		回収債権									整理債権								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
		滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等で所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のも 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったが、 納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、 停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝上記2のD (※3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色い塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数		45				4		53		102	29	1		62		322	414	516
	未収金残高		3,075				81		1,240		4,396	692	25		952		6,886	8,555	12,951
現年度	未収債権の件数	7	43		11						61	2	2					4	65
	未収金残高	154	844		242						1,240	41	38					79	1,319

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬又は⑭又は⑮→⑯

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

91

人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)

581

令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝上記2のD(令4実績)のケ

14,270

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・解約滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き収納率の向上を図る。 ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。
取組実績	・解約滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。(令和4年度3月末時点委託案件回収額:492千円) ・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置に向けた手続きを進めてきた。 ・破産で免責を受けたものに対する債権債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(1件:52,838円)	・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施してきた。(令和4年度3月末時点即決和解申出件数:8件) ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する取り組みを行ってきた。 ・強制執行について、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。
課題	・損害金がある滞納者については、強制執行により市営住宅を退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。	・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、明渡しがなされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。
改善策	・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問などを実施し、早期の自主解約を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・解約滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	市街地整備部区画整理課(清算)	債権整理番号(3ケタ)	006	債権区分	強制公	債権名	土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金
----	-------	----	-----------------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度		現年度		合計(過年度＋現年度)	
-----	--	-----	--	-------------	--

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ ^㉓ ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク ^㉓ ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ ^㉓ ＝ケ＋ケ'
A	令2 実績	22,148	0	22,148	4,356	0	4,356	19.7%	19.7%	17,792	1,445	998		998	69.1%	69.1%	447	22.7%	22.7%	18,239
B	令3 実績	18,239	0	18,239	2,597	0	2,597	14.2%	14.2%	15,642	1,445	1,011	0	1,011	70.0%	70.0%	434	18.3%	18.3%	16,076
C	令4 修正目標	16,076	0	16,076	636	0	636	4.0%	4.0%	15,440	1,445	1,011	0	1,011	70.0%	70.0%	434	9.4%	9.4%	15,874
D	令4 実績	16,076	0	16,076	551	60	611	3.4%	3.8%	15,465	1,445	1,007	0	1,007	69.7%	69.7%	438	8.9%	9.2%	15,903
E	令5 当初目標	15,874	0	15,874	430	0	430	2.7%	2.7%	15,444	1,445	1,010	0	1,010	69.9%	69.9%	435	8.3%	8.3%	15,879
F	令5 修正目標	15,903	▲ 531	16,434	1,100	1,766	2,335	6.7%	14.7%	13,568	1,378	1,010	0	1,010	73.3%	73.3%	368	11.8%	19.4%	13,936
G	令6 当初目標	13,936	0	13,936	499	0	499	3.6%	3.6%	13,437	315	144	0	144	45.7%	45.7%	171	4.5%	4.5%	13,608

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類		回収債権									整理債権								合計
		① 滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	② 督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等所在 など調査中又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中の もの	④ 【強制公】 差押手続中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	⑤ 【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	⑥ 換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分割納付 中であり、 現在の分割納付 額で、10年以内 の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分割納付 中であり、 現在の分割納付 額では、完納まで 10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は 履行延期の特約 等により、 債務者の資力回復 を待ったが、 納付を猶予(期限延長)して いるもの	⑨ 換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分割納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	⑩ 【強制公】 差押えを行ったが、換価見込 のないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者 の財産少額により、強制執行見 込のないもの	⑪ 所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後なお 相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定 だが、 停止の判断に至 れていないもの	⑫ 債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	⑬ 債務者が破産 免責決定を受け たもの	⑭ 【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	⑮ 【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約等 を行えないもの	⑯ 消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の上、 提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
過年度	未収債権 の件数		1			1	8	7	0	8	25	0	0	0	0	0	0		0
	未収金 残高		0	194	0	0	130	1,436	9,484	0	4,222	15,466	0	0	0	0	0	0	15,466
現年度	未収債権 の件数							5	3	1	9	0	0	0	0	0	0	0	9
	未収金 残高		0	0	0	0	0	69	300	0	70	439	0	0	0	0	0	0	439

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬)→⑭)又は⑮→⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	36 人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度) 令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令4実績)のケ ^㉒	34 15,905
-------------------------------	---------	---	--------------

4. 令和4年度の実行内容の検証など

	前年度	現年度
実行内容	・納付が遅らないよう、納付書に併せて文書で通知し納付意識の向上を図った。 ・業務マニュアルの作成と併せて不動産や預貯金などの資産調査を行い、収入（自主納付・強制徴収）によって完納するか、滞納処分の停止を経て不能欠損処理して完結するかの検討を行った。	・換地清算金の徴収業務にかかる処理方針の作成と併せて不動産や預貯金などの資産調査を行い、収入（自主納付・強制徴収）によって完納するか、滞納処分の停止を経て不能欠損処理して完結するかの検討を行った。
実行実績	・全納付者に関して居住調査及び親族調査を実施した。 ・長期に渡り支払が無い納付者については、税情報等で資産調査を実施した。	・全納付者に関して居住調査及び親族調査を実施した。 ・支払が遅れがちな納付者に対して残高および納付を促す文書を送付した。
課題	・納付が遅った場合に直ちに催告をしても、応じない納付者や滞納を繰り返す納付者がいる。 ・家計の悪化（収入減少等）により、納付が遅る場合がある。	・家計の悪化（収入減少等）により納付が遅る場合がある。
改善策	・訪問により本人及び相続人の生活状況を把握するとともに、財産調査を行って滞納処分等を検討する。	・訪問により本人及び相続人の生活状況を把握するとともに、財産調査を行って滞納処分等を検討する。

5. 令和5年度の実行内容 … 「1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「4. 令和4年度の実行内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	前年度	現年度
実行内容	・残高を文書で通知し納付意識の向上を図る。（1債務者につき年1回以上） ・不動産や預貯金などの財産調査を行い、収入状況に応じて自主納付や差押えを行うか、或いは滞納処分の停止を経て不能欠損処理して完結するかの見極めを行う。 ・納付が遅っている納付者を訪問して生活状況を確認し、納付を促す。 ・居住調査及び親族調査を行う。	・居住調査（場合によっては親族調査）を行う。 ・納付が遅ることがないように、継続して納付を促す。 ・納付者の資力や経済状況をふまえて、納付額の増額などの見極めを行う。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	建設課(団地再生G) 住環境整備課(市街地再開発G)	債権整理番号(3ケタ)	008	債権区分	私債権	債権名	賃料相当損害金
----	-------	----	-------------------------------	-------------	-----	------	-----	-----	---------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分								現年度分								合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ・(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'・ (エ'＋オ')	キ ^㉓ ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク ^㉓ ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ ^㉓ ＝ケ＋ケ'
A	令2 実績	4,481	0	4,481	0	0	0	0.0%	0.0%	4,481	300	300	0	300	100.0%	100.0%	0	6.3%	6.3%	4,481
B	令3 実績	4,481	0	4,481	960	0	960	21.4%	21.4%	3,521	210	210	0	210	100.0%	100.0%	0	24.9%	24.9%	3,521
C	令4 修正目標	3,521	0	3,521	3,521	0	3,521	100.0%	100.0%	0	162	162	0	162	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
D	令4 実績	3,521	0	3,521	0	0	0	0.0%	0.0%	3,521	162	162	0	162	100.0%	100.0%	0	4.4%	4.4%	3,521
E	令5 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
F	令5 修正目標	3,521	0	3,521	3,521	0	3,521	100.0%	100.0%	0	162	162	0	162	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
G	令6 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計
	① 滞納発生直後の もの (督促状未送付 のもの)	② 督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のも の	③ 督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等で所在 など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	④ 【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	⑤ 【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	⑥ 換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 割納付中であり、 現在の分割納 付額で、10年以 内の完納見込 があるもの	⑦ 換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 割納付中であり、 現在の分割納 付額で、10年以 上要するもの	⑧ 換価猶予等又は は履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待った め、納付を猶予 (期限延長)して いるもの	⑨ 換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 割納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	⑩ 【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	⑪ 所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に 至れていないもの	⑫ 債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	⑬ 債務者が破産 免責決定を受け たもの	⑭ 【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を 行っているもの	⑮ 【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 ＝ 上記2のD (令3実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
過年度 未収債権 の件数		3								3								0
過年度 未収金 残高		3,521								3,521								0
現年度 未収債権 の件数										0								0
現年度 未収金 残高										0								0

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬又は⑭又は⑮→⑯

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

2人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)

令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝上記2のD(令4実績)のケ

3

3,521

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	【建設課分】 債務者の1人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。 【住環境整備課分】 相続人と納付交渉を行い、債権管理・回収を行う。	【建設課分】 ・毎月発生する債務者1人の損害金について、現年度分は毎月納入通知書、納付のお知らせを送付し、納付の遅れが生じないよう収納管理を行うとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。
取組実績	【建設課分】 債務者1人については、令和4年11月、12月、令和5年1月、3月に訪問勧告・協議を行い売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付した随契売却交渉を行った。 【住環境整備課分】 相続人と電話等により納付交渉を行っている。	【建設課分】 ・毎月発生する債務者1人の損害金について、現年度分は毎月納入通知書、納付のお知らせを送付し、納付の遅れが生じないよう収納管理を行った。 ・定期的に訪問を行い、現年度については未収金は発生していない。
課題	【建設課分】 債務者の1人について、納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。 【住環境整備課分】 相続人との対面交渉を設けることが困難である。	—
改善策	【建設課分】 債務者の1人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行い、早期に売買契約を締結する。 【住環境整備課分】 —	—

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	【建設課分】 債務者の1人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。 【住環境整備課分】 相続人と納付交渉を行い、債権管理・回収を行う。	【建設課分】 ・毎月発生する債務者1人の損害金について、現年度分は毎月納入通知書、納付のお知らせを送付し、納付の遅れが生じないよう収納管理を行うとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	保全整備課	債権整理番号(3ケタ)	009	債権区分	私債権	債権名	地代相当損害金
----	-------	----	-------	-------------	-----	------	-----	-----	---------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度		現年度	A	合計(過年度＋現年度)	
-----	--	-----	---	-------------	--

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ ^㉓ ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク ^㉓ ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ ^㉓ ＝ケ＋ケ'
A 令2 実績	465	0	465	88		88	18.9%	18.9%	377				0	—	—	0	18.9%	18.9%	377
B 令3 実績	377	0	377	121		121	32.1%	32.1%	256				0	—	—	0	32.1%	32.1%	256
C 令4 修正目標	256	0	256	37		37	14.5%	14.5%	219				0	—	—	0	14.5%	14.5%	219
D 令4 実績	256	0	256	19		19	7.4%	7.4%	237				0	—	—	0	7.4%	7.4%	237
E 令5 当初目標	219	0	219	104		104	47.5%	47.5%	115				0	—	—	0	47.5%	47.5%	115
F 令5 修正目標	237	0	237	18		18	7.6%	7.6%	219				0	—	—	0	7.6%	7.6%	219
G 令6 当初目標	219	0	219	103		103	47.0%	47.0%	116				0	—	—	0	47.0%	47.0%	116

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

回収債権										整理債権								合計		
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等で所 在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又は分 割納付中であ り、 現在の分割納 付額で、10年以 内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又は分 割納付中だ が、 現在の分割納 付額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待った が、 納付を猶予 (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又は分 割納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの		【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないものは 換価済だが、未 収金が残りの見 込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に 至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を 行っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの		残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
	過年度	未収債権 の件数	31								31							32	32	63
		未収金 残高	122								122							115	115	237
	現年度	未収債権 の件数									0								0	0
	未収金 残高									0								0	0	

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬又は⑭又は⑮又は⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	9	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	63
		令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令3実績)のケ ^㉒	237

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・郵送・電話による催促や時間帯を変えての自宅訪問を行い、滞納解消に向け納付指導を行う。 ・訴訟案件については、費用対効果を考慮しながら財産差押等の強制執行も視野に進める。 ・訴訟案件以外については、費用対効果を考慮しながら関係局と協議し、損害賠償請求の法的措置の検討を行う。	
取組実績	・債務者9名に、納付を求める文書の送付(令和4年8月、令和5年3月)を実施した。 ・債務者2名について、自宅訪問を実施した。 ・債務者2名については完納に至った。	
課題	・債務者ごとの債務額が低額なので、比較的費用が掛からない支払督促によったとしても、異議申し立てにより通常訴訟に移行した場合、回収に係る費用が債務を上回る。 - また、車両は全て撤去されており、現在は市営住宅敷地の不適正使用状態が解消されているため、異議申し立てを受ける可能性が高い。 - そのため、法的措置への移行は費用対効果を鑑みて慎重な検討を要する。 ・過去に駐車していた期間の損害金であるため、車両を撤去したことや、市営住宅を退去したことにより支払いに対する意識が薄れている。	
改善策	・市内及び周辺地域に居住している債務者へは、夜間訪問等により直接接触を図り、納付指導を行う。 ・督促文書の内容に、あらためて損害金についての説明を記載する等して、納付への意識を高める。	

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き郵送・電話による催促や時間帯を変えて居住地を訪問し、滞納解消に向け納付指導を行う。 ・現在も市営住宅へ入居している債務者へは、家賃収納と連携して指導を行う。	